

## 令和5年 第13回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和5年12月5日（火） 午前9時05分～10時00分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（37人）

1番	木下善明委員	2番	松尾貴江委員	3番	大曲弥素男委員
4番	大串 勝委員	5番	川崎勝巳委員	6番	岩永政幸委員
7番	土井哲夫委員	8番	溝上博信委員	9番	香月伸幸委員
10番	橋本重吉委員	11番	中村康則委員	12番	溝口 昇委員
13番	江頭浩二委員	14番	渕上 誠委員	15番	江口和広委員
16番	川崎照子委員	17番	川崎俊幸委員	18番	香月幸雄委員
19番	前田則尋委員	20番	松尾利助委員	21番	満田直昭委員
22番	久原一義委員	23番	久原 勤委員	24番	前田達雄委員
25番	筒井恒司委員	26番	池上勝文委員	27番	古賀茂昭委員
28番	藤井啓二委員	29番	一ノ瀬美佐子委員	30番	橋口 均委員
31番	外尾美津子委員	32番	吉原春樹委員	33番	岩石 学委員
34番	山崎三智治委員	35番	生島義明委員	36番	片渕秋正委員
37番	片渕久司委員				

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 令和5年白石町農用地利用集積計画（12号）の承認決定について
- 4 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和6年第1回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和6年1月5日（金）9時00分 白石町役場 3階大会議室
- 2 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係	香月麻里

7 その他出席職員  
なし

8 タブレット研修

## 9 会議の概要

事務局長 地域計画のアンケートにつきましては、委員の皆様方には、お忙しいところ回収に奔走していただき誠にありがとうございました。おかげさまで、回収率も現在のところ 80%の大台に到達したところであります。ありがとうございます。

それではただいまから、令和 5 年 12 月第 13 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、欠席委員はございませんで、37 名が全員出席でございます。

定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、8 番、溝上博信委員、10 番、橋本重吉委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

---

### ＝ 議案番号第 204 号 ＝

議長 1 「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題とします。議案番号第 204 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 1 ページ、議案番号第 204 号です。

当該議案につきましては、令和 4 年 5 月第 5 回総会、議案番号第 105 号において承認され、佐賀県から令和 4 年 5 月 27 日付けで許可されている案件であります。

申請農地の表示から、転用目的までは議案書のとおりです。

変更の事由につきまして、移設するとしていたパイプハウスについて、移設は行わないことにしたための変更であります。

また、事業又は施設の概要からその他参考事項までは、議案書のとおりであります。農地区分について、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として11月30日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は令和4年5月に許可を受けられていますが、当初移転予定であったパイプハウスの倉庫について、移転を取りやめられたため変更の申請を出されたものです。

今回の計画変更による周辺農地への影響もないことから、やむを得ないと判断いたします。

ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第204号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第204号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第205号＝

議長 続きまして、2「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案番号第205号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第205号。議案書は2ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第2種農地。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は

許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、担当の〇〇から補足説明をいたします。

委員 地元農業委員として 11 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、譲受人が一般住宅の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接する土地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から、宅地進入路の一部として無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をよろしく願いします。

議長 補足説明を終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 205 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 205 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 206 号 =

議長 続きまして、議案番号第 206 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 206 号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は申請地近くの妻の実家に、妻の両親と同居しており、分家住宅及び駐車場を整備するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接者農地所有者及び耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 206 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 206 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 207 号 =

議長 続きまして、議案番号第 207 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 207 号、議案書 3 ページです。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、農業用倉庫を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、譲渡人が以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 207 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 207 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 208 号 =

議長 続きまして、議案番号第 208 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 208 号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14ページから16ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として11月24日に事務局と現地確認を行いました。

販売用のわらを保管する農業用倉庫を目的とする申請です。譲受人が十年ほど前から土地を借り受け、ハウスを建てて使用していましたが、今回売買に伴い申請されました。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、譲渡人が以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

20番 売買価格はいくらですか。

事務局 全部で〇〇円になります。

20番 はい。いいです。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第208号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 208 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 209 号 =

議長 続きまして、議案番号第 209 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 4 ページ、議案番号第 209 号。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね 500m 以内の農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17 ページから 19 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

管工事用資材置場、駐車場、重機置場を目的とする申請です。

事業拡大を行うため、今回新たに申請地を借りられるものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長及び隣接者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 209 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 209 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 210 号 =

議長 続きまして、議案番号第 210 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 210 号です。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、20 ページから 22 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

総合建築業の資材置場、倉庫、駐車場を目的とする申請です。譲受人が昨年より土地を借り受け、一部資材置場として使用していましたが、今回売買に伴い申請されました。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長及び隣接者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、譲受人が以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 210 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 210 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 211 号＝

議長 続きまして、議案番号第 211 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 5 ページ、議案番号第 211 号。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、23 ページから 25 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請地は、農業資材等倉庫、従業員休憩室、野菜カット工場、焼却施設、駐車場として利用されています。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 211 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 211 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 212 号＝

議長 続きまして、3「令和 5 年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第 212 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第212号の「農用地利用集積計画（12号）の承認決定について」についてご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は6件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから4ページに相対での設定が20件、5ページから10ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が58件、合わせて78件の計画が提出されており、賃借権設定が74件、使用貸借権設定が4件となっております。

区分の内訳として新規が56件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが9件ありました。再設定は22件でした。

今回の利用権の総面積は471,622㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが19件、会社法人によるものが1件、中間管理機構によるものが58件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、84件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 212 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 212 号 (所有権移転) については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。  
これについては、議事参与の制限がございます。  
○番、○○委員については、該当する整理番号での発言を控えていただきます。  
質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 212 号 (利用権設定) について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 212 号 (利用権設定) については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第 213 号 ～ 議案番号第 225 号 =

議長 続きまして 4 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。  
農地の売渡し希望、議案番号第 213 号から議案番号第 225 号まで、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案のご説明をいたします。議案書 6 ページ。  
農地の売渡し希望でございます。  
議案番号第 213 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、福富移の○○氏です。  
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、26 ページから 27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 214 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、太原搦の○○氏です。  
申請理由は、体調不良による農地処分でございます。

議案の位置図は、28 ページから 29 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 215 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、北川の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、30 ページから 31 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 216 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、遠江上の〇〇氏です。

申請理由は、資金が必要なための農地処分でございます。

議案の位置図は、32 ページから 33 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 217 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、神奈川県〇〇氏です。

申請理由は、高齢と遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、34 ページから 35 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 7 ページ、議案番号第 218 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、鹿島市の〇〇氏です。

申請理由は、病気のための農地処分でございます。

議案の位置図は、36 ページから 37 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 219 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、上区の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、38 ページから 39 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 220 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、40 ページから 41 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 221 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、資金が必要なための農地処分でございます。  
議案の位置図は、42 ページから 43 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 8 ページ、議案番号第 222 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、離農のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、44 ページから 45 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 223 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、戸ケ里の〇〇氏です。  
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。  
議案の位置図は、46 ページから 48 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 224 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、島津の〇〇氏です。  
申請理由は、病気のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、49 ページから 50 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 225 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、51 ページから 54 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 213 号から議案番号第 225 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 213 号から議案番号第 225 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

なお、議案番号第 225 号につきましては、農地が田野上と坂田に地区が分かれま  
すので、それぞれ 2 名の、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 213 号から議案番号第 225 号まで、事務局の説明が終わりました。あ

っせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 213 号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 214 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 215 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 216 号。  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 217 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 218 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 219 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 220 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 221 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 222 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 223 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 224 号  
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 225 号については、地区が二つに分かれていますので、それぞれ、あ  
っせん委員をお願ひします。

まず、大字田野上〇〇番、〇〇番について。  
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。  
次に、大字坂田〇〇番については、

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。  
議案番号第 213 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 214 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 215 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 216 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 217 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 218 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 219 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 220 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 221 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 222 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 223 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 224 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員  
議案番号第 225 号、大字田野上〇〇番、〇〇番については、  
〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員、大字坂田〇〇番については、  
〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で、議案番号第 213 号は〇〇、議案番号第 214 号は〇〇、議案番号第 215 号は〇〇、議案番号第 216 号は〇〇、議案番号第 217 号は〇〇、議案番号 218 号は〇〇、議案番号第 219 号は〇〇、議案番号第 220 号は〇〇、議案番号第 221 号は〇〇、議案番号第 222 号は〇〇、議案番号第 223 号は〇〇、議案番号第 224 号は〇〇、議案番号第 225 号は〇〇。  
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)  
1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和6年 第1回農業委員会総会の日時及び場所

日時・場所 … 令和6年1月5日(金)9時00分 白石町役場 3階大会議室

2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時00分

---

総会終了後、タブレット操作研修会開催(1時間程度)